

「理財局の情報システム(国債関係システム及び国債債務分析システム)の機能改修に係る設計・開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容		修正有無	回答	
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案			理由・質問
1	調達仕様書	20	5(5)イ	イ 運用保守事業者との調整 運用保守事業者は、令和8年4月～9月（現行運用保守事業者）と令和8年10月～令和9年3月（次期運用保守事業者）とに分かれる想定だが、双方の運用保守事業者に対して、下記に記載の作業を実施すること。		(エ)に記載の運用保守事業者によるアプリケーション補正によって発生する改修資産の差分取り込みは、令和7年度運用保守事業者の実施するアプリケーション補正の改修資産も対象となる認識です。令和7年度運用保守事業者との調整についても記載されることが望ましいため、「令和7年度及び令和8年4月～9月（現行運用保守事業者）」と記載してはいかがでしょうか。	○	ご記載いただいた通り、修正します。
2	要件定義書	9	2.1.A	2.1. 機能に関する事項（改修機能） （1）国債銘柄の新規追加① （2）国債銘柄の新規追加②		当該要件に関して、追加する銘柄数、年限はいずれも1つという認識で相違ないでしょうか。		（1）国債銘柄の新規追加① 12月27日に公表された「新たに発行を予定する変動利付国債の基本的な商品性」の通り、2年債と5年債を候補として商品性を検討しております。 機能改修にあたっては、いずれにも対応できるように両年限を追加することを想定しています。 【参考】「新たに発行を予定する変動利付国債の基本的な商品性」 （財務省HP 12月27日公表） https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/20241227.html （2）国債銘柄の新規追加② 今回改修の対象外としましたので、要件から削除いたしました。